

## 8. その他の事項



## 8. その他の事項

本事業の実施に際しては、建築基準法等の法令に定める事項のほか、「吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」等のまちづくりに関する指針に定める事項を順守するものとする。

### 【関係法令】

- ・ 建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法、道路法、水道法、下水道法、ガス事業法、電気事業法、消防法、土壌汚染対策法、景観法、文化財保護法
- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例
- ・ 大阪府野外広告物条例
- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- ・ 大阪府景観条例
- ・ 吹田市開発事業の手續に関する条例
- ・ 吹田市景観まちづくり条例
- ・ 吹田市風致地区内における建築等の規制に関する条例
- ・ 吹田市建築基準法施行条例
- ・ 吹田市環境基本条例
- ・ 吹田市環境の保全等に関する条例
- ・ 吹田市水道条例
- ・ 吹田市緑の保護及び育成に関する条例
- ・ 吹田市産業振興条例
- ・ 吹田市下水道条例
- ・ 吹田市文化財保護条例
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ その他立地施設ごとの個別法令                      等

